

所得段階に応じて保険料が決まります

介護保険料は、市区町村ごとに決められた基準額をもとに、みなさんの所得等に応じて段階的に決められます。

所得段階別介護保険料

所得段階	基準額に対する割合	年間保険料額	対 象 者
第1段階	0.45 【0.50】	26,780 円 【29,760 円】	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	0.70	41,660 円	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第3段階	0.75	44,640 円	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.87	51,780 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.00	59,520 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	71,420 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	1.30	77,370 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第8段階	1.50	89,280 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第9段階	1.70	101,180 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 450 万円未満の人
第10段階	1.84	109,510 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 450 万円以上 700 万円未満の人
第11段階	2.15	127,960 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人
第12段階	2.30	136,890 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人

所得段階が第1段階の人は公費の投入による保険料の軽減強化が行われています(【 】内は軽減前の数値)。

介護保険料については、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)を指標として用います。

介護保険料の所得指標について

・第1～5段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

「課税年金収入額」+ (「合計所得金額」- 「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」- 「年金収入に係る所得」)

・第6～12段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

「合計所得金額」- 「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」

平成30年度から3年間の 65歳以上の介護保険料について

介護保険制度を健全に運営するため事業計画を見直し、
平成30年4月から65歳以上の人の保険料改定を行いました。



▶ 問合せ 役場福祉課

介護保険制度とは

介護保険制度は、みなさんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要となっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくためのもので、その費用を公費(税金)と40歳以上の被保険者の保険料でまかっています。

保険料については、40歳から64歳までの人は加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めていただき、65歳以上の人(第1号被保険者)は「介護保険料」として、直接武豊町に納めていただいています。

65歳以上の介護保険料の改定について

介護保険制度に基づいて、65歳以上の人負担する介護保険料の基準となる額(基準額)は3年に一度見直されますが、30年度は、この改定の年になります。

保険料の基準額については、3年間に町内で必要になると推計された介護サービス費等のうち、国で定められた負担割合に基づいて設定されます。

基準額の計算方法

基準額(年額)

= 町で必要なサービスにかかる費用 × 65歳以上の負担割合 ÷ 町の65歳以上の人数

※平成30年度から3年間の基準額(年額)は、59,520円です

今回の改定では、次のような理由により保険料で負担していただく必要額が増加したため、基準額を年額 58,200 円 → 59,520 円へ変更しました。

保険料上昇の主な理由

- ・介護サービスの利用が増えたことにより介護サービス費等が増加したため
- ・65歳以上の人の負担割合が上げられたため

一方、次の点において保険料負担の抑制を図りました。

保険料上昇を抑制するための主な対策

- ・これまで町で積み立てた介護給付費準備基金の取崩し
- ・介護予防事業等による認定率の増加抑制(憩いのサロンの効果等)
- ・一定以上所得者に係る利用者負担の見直し

全体としては必要額が上回ってしまい、多くの人に負担増をお願いする結果となりましたが、基準額の上昇を抑えることができたのは、みなさんが日ごろから介護予防や健康保持に努めていただいたことによるものです。介護保険制度は介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。



所得段階第1・2段階の人へ

以下の全てに該当する人は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、役場福祉課へ申請してください（ただし⑥・⑦はいずれかに該当で可）。

- ①世帯全員が市町村民税非課税
 - ②世帯全員の合計所得金額が0円
 - ③市町村民税課税者に扶養されていない
 - ④市町村民税課税者と生計を共にしていない
 - ⑤自己資産を活用してもなお生活が困難である
 - ⑥第1段階の人で世帯の年間収入金額が60万円以下
 - ⑦第2段階の人で世帯の年間収入金額が120万円以下
- ※生活保護受給者は対象になりません



保険料の納め忘れはありませんか？

災害等の特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、給付制限をされたり、自己負担割合が引上げられたりすることがあります。

1年以上滞納すると…

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払戻されます。

1年6カ月以上滞納すると…

利用したサービス費用をいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差止められます。なお滞納が続く場合は、差止められた額から、保険料が差引かれる場合もあります。

2年以上滞納すると…

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が引上げられます。また、高額介護サービス費の支給等も受けられなくなります。

※これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなくなりません

納付が難しいときは、お早めに役場福祉課までご相談ください

災害等の特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合があります。

●介護サービスを利用するには？

基本チェックリストの実施、または介護認定申請をする必要がありますので、役場福祉課にご相談ください。

※やむを得ない事情等で来庁できない人は、電話でも申請できますのでご利用ください

★介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう

保険料はどうやって納める？

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額等によって、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。

■特別徴収

年金が年額18万円以上の人は、年金が支払われる際にあらかじめ保険料が引かれています（天引き）。これを特別徴収と呼んでいます。天引きされる年金の種類は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金で、老齢福祉年金等は、年金からの天引きの対象となりません。

年金から
天引きされる月

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



前年度から継続して年金から天引きされている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

※前半（4・6・8月）と後半（10・12・2月）の保険料額の変動を抑えるため、8月（第3期）から保険料額を調整します

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・収入申告のやり直し等で、保険料の所得段階が変更になったとき等

■普通徴収

年金が年額18万円未満の人は、町から送付される納付書または口座振替で保険料を納めていただきます。これを普通徴収と呼んでいます。期日までに金融機関・コンビニエンスストア等を通じて保険料を納めていただくことになります。

7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

保険料納付は口座振替が便利です

口座振替の依頼は、役場、富貴支所または町指定の金融機関で手続きをしてください。



＜＜口座振替の手続きに必要なもの＞＞

- ①預（貯）金通帳
- ②印鑑（通帳の届印）
- ③口座振替申込書

（役場等でお渡しできます）

申込書

